

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月25日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県四国中央市三島紙屋町5番1号	
氏 名 大王製紙株式会社 三島工場	
三島工場長 尾崎 秀司	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0896239036	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大王製紙株式会社 三島工場
事業場の所在地	愛媛県四国中央市三島紙屋町5番1号
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	186,472百万円
③ 従業員数	957 名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（ 2024年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
①現状	排出量	3598823 t t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none">・再生填料生産による有機汚泥排出量の削減・工程排出SSの回収利用・パルプ歩留りの向上・KP製薬設備操業安定による無機汚泥発生量削減・破砕機導入による古紙混入金属屑の有価販売・節水対策による、排水量・SS(有機汚泥発生量)の削減・石炭使用量削減によるばいじん・燃えがらの発生量削減・廃プラスチックの有価販売推進	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
②計画	排出量	3655623 t t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none">・現状の取り組み継続・古紙^α生産量減による有機汚泥発生量減・古コンベアベルトを有価販売・生産量増加による産業廃棄物発生量増加	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none">・工場内に分別箱を配置して、別紙4のとおり分別・廃棄する ・破砕機による古紙混入金属屑の分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none">・混合廃棄物(廃プラスチック・金属)の分別強化

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	3372059 t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社廃棄物をスラッジボイラーの燃料に利用 ・ 古紙パルプ製造工程で発生する異物を破砕し、スラッジボイラーの燃料に利用 ・ 排水スラッジを脱水処理し、ボイラーの燃料に利用 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	3416250 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の取り組み継続 			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	226764 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	123511 t	t
	再生利用業者への処理委託量	226449 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・燃えがら, ばいじんをセメント原料、再生砕石に再利用		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	239373 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	131987 t
	再生利用業者への 処理委託量	239113 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・現状の取り組み継続 ・石炭品種変更によるばいじん、燃えがら増 ・生産量増加による産業廃棄物発生量増加 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

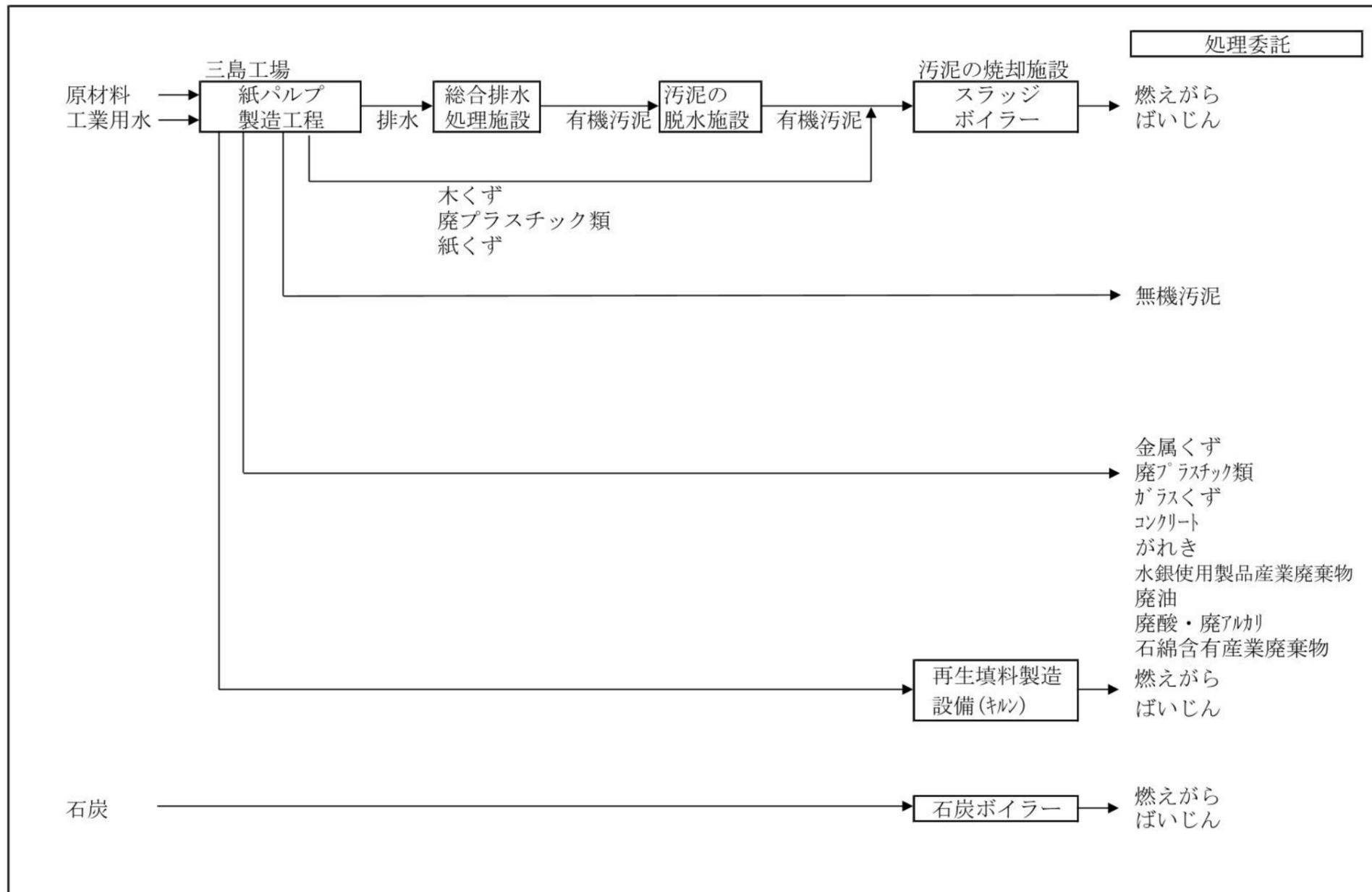
別紙（産業廃棄物処理計画書）

現状：2024年度実績
計画：2025年度計画

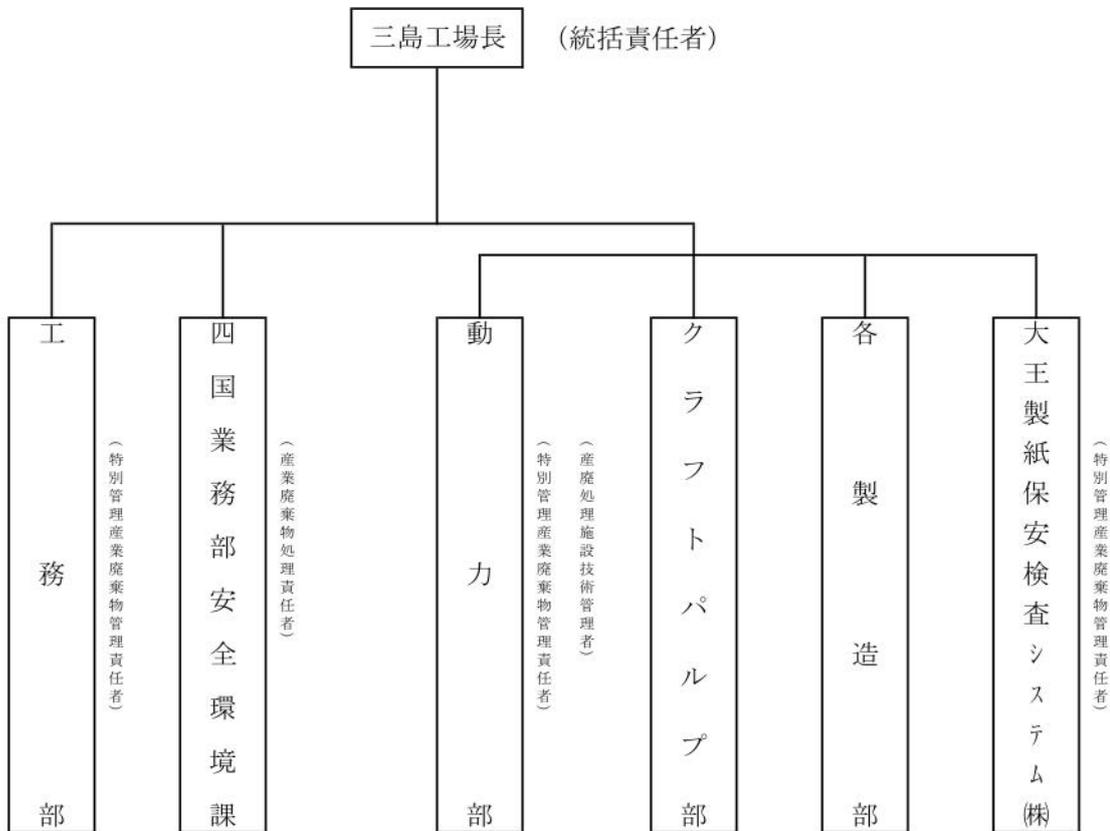
単位：トン／年

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入分に関する事項		産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
①有機汚泥	3,420,055	3,460,568					3,363,862	3,405,193			56,193	55,375	14,197	13,407	56,193	55,375				
②木くず	1,269	1,888					1,237	1,836			32	52	8	13	32	52				
③廃プラスチック類	6,504	8,775					6,137	8,248			367	527	93	127	367	527				
④紙くず	903	1,076					823	974			80	102	20	25	80	102				
⑤燃えがら	15,351	17,385									15,351	17,385	6,450	7,063	15,351	17,385				
⑥ばいじん	131,912	141,329									131,912	141,329	85,774	93,666	131,912	141,329				
⑦無機汚泥	22,602	24,389									22,602	24,389	16,742	17,473	22,512	24,340				
⑧水銀使用製品産業廃棄物	2	2									2	2	2	2	2	2				
⑨廃油	0.0	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0					0.0	0.0
⑩安定型混合廃棄物	219	205									219	205	219	205						
⑪がれき類	6	6									6	6	6	6						
⑫石綿含有産業廃棄物	0	0									0	0	0	0.00						
合計	3,598,823	3,655,623					3,372,059	3,416,250			226,764	239,373	123,511	131,987	226,449	239,113			0.0	0.0

産業廃棄物の一連の処理の工程



大王製紙株式会社（三島工場）



職 名	職 務 内 容	
	全 般	産業廃棄物の管理に関すること
三島工場長	三島工場全体の業務を統括	統括責任者
四国業務部（安全環境）部長	環境保全に関する業務を統括	産業廃棄物処理責任者
動力部員		産廃処理施設技術管理者
動力部員(排水担当)	廃酸・廃アルカリの管理に関する業務	特別管理産業廃棄物管理責任者
工務部員	PCB廃棄物の管理に関する業務	特別管理産業廃棄物管理責任者
四国業務部安全環境課	環境保全に関する業務	種類別処理量の把握 減量対策統括 地方自治体への報告・届出等の 手続き 廃棄物処理計画の作成 従業員・下請業者への教育 廃棄物管理規程の制定・改正 法改正等の情報の入手・伝達
動力部	受変電設備の管理に関する業務 排水処理設備の管理に関する業務	産業廃棄物の保管・処理
クラフトパルプ部	パルプの製造に関する業務	同上
各製造部	紙・パルプの製造に関する業務	同上
大王製紙保安検査システム棟	・紙・パルプの試験に関する業務 ・試験廃液（廃酸・廃アルカリ）の 管理に関する業務	特別管理産業廃棄物管理責任者

産業廃棄物管理マニュアル

No	廃棄物の種類	対象物	内容及び保管	管理及び処置
1	有機汚泥	・スラッジ	・排水処理後の脱水処理汚泥	・スラッジボイラーで燃料として有効利用
2	木くず	・バーク等	・製紙工程で発生するバーク、ダスト、ノット粕、パレット等	・スラッジボイラーで燃料として有効利用
3	廃プラスチック類	・ビニール粕	・古紙パルプ製造工程で発生するビニール粕 ・指定された場所に保管	・スラッジボイラーで燃料として有効利用
4	紙くず		・指定された場所に保管	・スラッジボイラーで燃料として有効利用
5	燃えがら	・石炭灰 ・スラッジ灰 ・再生填料キルン灰	・石炭ボイラー、スラッジボイラー、再生填料キルンより排出される燃え殻、ばいじん	・飛散しないよう管理 ・セメント会社、再生砕石会社へ処分委託
6	ばいじん		・指定された場所に保管	・市埋立処分場へ委託
7	無機汚泥	・石灰汚泥 ・廃脱湿剤 ・排水溝土砂 ・サンドフィルターろ材	・石灰汚泥 ・コンプレッサー脱湿剤 ・排水溝清掃土砂 ・用水、排水サンドフィルターろ材 ・指定された場所に保管	・飛散しないよう管理 ・再生砕石会社へ処分委託 ・市埋立処分場、民間埋立処分場へ委託
8	安定型混合廃棄物	・金属くず、 廃プラスチック類	・指定された場所に保管	・処理業者に処分委託
9	がれき		・指定された場所に保管	・処理業者に処分委託
10	ガラスくず		・指定された場所に保管	・処理業者に処分委託
11	水銀使用製品 産業廃棄物	・廃電池 ・廃蛍光灯 ・廃水銀灯	・指定された場所に保管	・処理業者に処分委託
12	廃油		・指定された場所に保管	・処理業者に処分委託
13	廃酸・廃アルカリ		・指定された場所に保管	・処理業者に処分委託
14	石綿含有産業廃棄物		・指定された場所に保管	・処理業者に処分委託